



事例で学ぶ！ハラスメント防止

対 象

■人事部門・総務部門・法務部門のご担当者、管理職の方々

開催趣旨

- ①「男女雇用機会均等法」、いわゆる「パワハラ防止法」等、ハラスメントに関して定めた法律が施行・改正されており、その相談件数や社会問題となった事例はますます増加傾向にあります。企業においては法令遵守だけではなく、企業イメージ・社員を守るためにも、適切で着実な対応がより一層求められます。
- ②弁護士が各ハラスメントの法律上の定義や制度、リスクを解説し、具体的な相談事例・裁判例も踏まえて理解します。
- ③企業における規則・ガイドラインの策定やハラスメント研修、発生時に企業に求められる対応方法を学ぶことで、ハラスメントによるリスクの軽減や、社員にとって安全で働きやすい職場づくりにお役立ていただけます。

本セミナーのゴール

- ① ハラスメントに該当する具体的な行為を知る
- ② ハラスメント発生時の企業のリスクを理解する
- ③ 企業が備えるべき防止策、発生時の対応を学ぶ

日 時

<LIVE 配信> 2025 年 5 月 27 日(火)10:00~16:00

<見逃し配信> 2025 年 6 月 3 日(火)~6 月 10 日(火)

※見逃し配信のみのご受講でもお申込みいただけます

講 師

阿部・井窪・片山法律事務所

弁護士

うえさかのぞみ

上坂 望 氏

参 加 料 (負担金)

NOMA会員 35,200 円 (税込) / 名

一 般 42,900 円 (税込) / 名

申込方法

■株式会社ファシオが運営するサイト Deliveru からご受講いただきます。
お申込みは、Deliveru、本会 HP のどちらからでも可能です

■Deliveru から申込

- ① Deliveru [https://shop.deliveru.jp/]でセミナーを検索し
- ② セミナー詳細ページにある「注文する」からご購入ください
(お支払方法:クレジットカード払い、pay-easy、コンビニ振込)
- ③ 購入後、確認メールが届きます

■本会 HP から申込

- ① 本会 HP[https://www.noma.or.jp/]でセミナーを検索し
- ② 「WEB 申込」からお申込みください
- ③ 申し込み後、確認メールが届きます。後日、請求書と参加券が郵送で届きます(お支払方法:請求書による銀行振込)

見逃し配信 & 4 画面配信

いつでもどこでも何度でも受講できる
見逃し配信付きです！

- ①見逃し配信では
 - ・見逃し配信期間でも、講師へ質問が可能です
 - ・繰り返しご受講でき、講義の復習もできます
 - ・チャプター形式で好きな場所から見返せます
 - ・倍速機能で効率よく学習できます
- ②資料はデータ提供です
- ③ご自身で拡大したい画面を選択できます。
マルチデバイスにも対応しております



NOMA HP

日本経営協会 セミナー

検索

受講方法

- ・登録メールアドレスに、受講 URL/ID 等詳細のご案内が届きます(Live 配信日の概ね 3 営業日前)
- ・カメラ、マイクのご準備は不要です
- ・テキストのダウンロードは、LIVE 配信日の3~1 営業日前にサイト内でできるようになります
- ・セミナーの録音・録画や資料の複製、お申込みいただいていない方の閲覧等は固くお断りいたします
- ・受講証明書はサイト内でダウンロードしていただけます

キャンセル ポリシー等

- ・開催日の5営業日前~当日のキャンセル・ご欠席は参加料の 100%をキャンセル料として申し受けます。
- ・天災その他の不可抗力等により講師が登壇できない場合、講師の変更または延期させていただくことがございます。

主催・担当

一般社団法人 日本経営協会 本部事務局 企画研修 G

(東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 13 階)

tms@noma.or.jp

申込問合せ

株式会社ファシオ



03-6304-0550(平日 10 時~17 時)



bcs-info@vita-facio.jp

プログラム

1. ハラスメントとは

(1) ハラスメントの種類と法律上の定義

・ セクハラ/マタハラ等/パワハラ/モラハラ

(2) ハラスメントはなぜ法的に問題となるのか

(3) ハラスメントが企業に与える影響

2. セクシャルハラスメント

(1) セクハラに該当する行為

(2) 該当する可能性が高い言動、低い言動

(3) 実際に発生したグレーゾーン事案と裁判所の判断

3. マタハラ等

(1) マタハラ等に該当する行為

(2) 該当する可能性が高い言動、低い言動

(3) 実際に発生したグレーゾーン事案と裁判所の判断

4. パワーハラスメント

(1) パワハラに該当する行為

・ 業務上の指導とパワハラの区別の基準

(2) 該当する可能性が高い言動、低い言動

(3) 実際に発生したグレーゾーン事案と裁判所の判断

5. その他、昨今増えているハラスメント・相談事案

6. 企業がとるべき発生時の対応

(1) ハラスメント発生後の対応

・ ハラスメント判明の端緒・調査手法

・ ハラスメントが認められない場合

(2) ハラスメントを理由とする処分

・ 加害者側への対応・被害者側への対応

(3) 法的手続による紛争解決

・ 訴訟・労働審判・マスコミ対応

(4) 企業の対応を原因とするトラブル・炎上例

7. 企業がとるべき未然の対策

(1) 就業規則・ガイドラインの策定

(2) ハラスメント研修

・ 推奨される進行内容・役職ごとに学ぶべきポイント

(3) 相談体制の整備

・ 社内窓口・内部通報窓口

(4) その他実際に行われている予防策

※最新の動向・情報を盛り込むため、内容を一部変更させていただく場合がございます。

講師紹介

阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士

うえさかのぞみ
上坂 望 氏

【講師略歴】

京都大学法科大学院を卒業し、2017年に弁護士登録(第一東京弁護士会)、阿部・井窪・片山法律事務所入所。労務分野のほか、会社法、知的財産法、倒産法等の分野で訴訟等の紛争処理から日々の法律相談まで広く国内外の企業法務全般に従事している。法令改正等を踏まえた社内規程や契約書雛形の改定を含む企業のコンプライアンス体制構築、内部通報を受ける外部窓口や不正調査等の危機管理業務にも携わる。



メールマガジンのご登録



新規講座や申込を開始したセミナーを定期的にご案内しております。ご興味のある方はぜひご登録をお願いいたします。



登録はこちら⇒

メールマガジン
登録用 QR

※年間の講座スケジュールを本会 HP で公開しております。

TOPICS 事業のトピックス

本会 HP 画面です

民間向けセミナー:

令和5年度(2024年度)「年間開催計画」

本部事務局(東京) 関西本部 / 中部本部 / 九州本部 / 北